

講師レジュメ①・午前択一

松本 雅典

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法) ※	合計
組合せ	H28	3	16	3	6	28
	H27	2	18	3	9	32
	H26	2	15	3	9	29
	H25	3	16	2	9	30
	H24	2	13	2	9	26
単純 正誤	H28		4		1	5
	H27	1				1
	H26	1				1
	H25		2			2
	H24	1	5			6
個数	H28				2	2
	H27		2			2
	H26		5			5
	H25		2	1		3
	H24		2	1		3

※会社法（商法）は、平成18年度～平成27年度は、平成21年度第27問（単純正誤問題）を除き、組合せ問題のみだった。

2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	H28	3	20	3	9	35
	H27	3	20	3	9	35
	H26	3	19	3	8	33
	H25	2	19	3	8	32
	H24	2	20	3	9	34
学説	H28					0
	H27					0
	H26		1		1	2
	H25	1	1		1	3
	H24	1				1

2 平成 28 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（7 月 7 日〔木〕時点）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A：70%以上
- ・ B：70%未満～40%以上
- ・ C：40%未満

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
H28	A	1	15	2	2	20
	B	2	3	1	3	9
	C		2		4	6
H27 (参考)	A	3	18	3	6	30
	B		2		2	4
	C				1	1

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、平成 28 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』等のものです。過去問は、辰巳法律研究所の『択一過去問本』（平成の過去問・昭和の一部の過去問）のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「(過)×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「(テ)(過)×」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※過去問のうち「()」としているものは、その過去問知識だけで解けるわけではないが、「一部の知識が重なっている」または「関連している過去問」です。

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第1問	ア	87.9%	A	T	P56	27-1-エ
	イ			T	P59	
	ウ			T	P60	
	エ					
	オ			T	P58	
第2問 ㊦ ㊧ ×	ア	46.0%	B			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第3問 ㊧ ×	ア	67.0%	B	T	P156	19-2-イ
	イ			T	P162	16-1-イ, 15-3-2
	ウ			T	P144	15-3-1
	エ					
	オ			T	P161	(20-2-ア, 15-3-3)
第4問 ㊦ ㊧ ×	1	31.0%	C	T	I・P31	
	2			T	II・P31	
	3					
	4					
	5					
第5問	ア	91.9%	A	T	I・P93	9-3-1, 7-4-ウ
	イ			T	I・P94	9-3-3, 7-4-ア, 4-7-ウ
	ウ			T	I・P97	23-6-エ, 21-23-エ, 20-6-イ, 13-3-オ
	エ			T	I・P96	20-6-ウ, 13-3-ウ, 8-3-1
	オ					
第6問 ㊧ ×	ア	27.8%	C	T	II・P181	(23-17-ア)
	イ			T	II・P136	4-6-5
	ウ			T	I・P133	11-2-イ, 5-3-エ, 61-4-1
	エ					
	オ					

第7問	ア	91.9%	A	T	I・P160, 159	7-16-ア, 2-2-ア
	イ			T	I・P161	24-7-ウ, 17-8-ウ, 16-11-イ
	ウ			T	II・P240	23-12-イ
	エ			T	II・163	24-7-ア, 16-11-ア, 62-9-5
	オ			T	I・P157, 162	
第8問 ⓪ ×	ア	83.5%	A	T	I・P181	7-10
	イ			T	I・P181	
	ウ			T	I・P178	13-7-エ
	エ					
	オ			T	I・P182	
第9問 ⓪ ×	ア	87.1%	A	T	I・P194	(63-15-5)
	イ			T	I・P197	(23-8-ウ, 22-8-イ, 16-13-エ)
	ウ			T	I・P195 (199)	
	エ				(I・P193)	
	オ			T	I・P193 (194)	22-8-ア
第10問 ⓪ ×	1	77.8%	A	T	I・P233	(18-13-オ, 11-12-イ)
	2			T	I・P234	(11-12-オ)
	3			T	I・P234	24-10-ア, 3-11-5
	4			T	I・P242	26-10-ウ, 2-17-1, 午後25-22-オ, 午後18-17-ア
	5			T	I・P234	
第11問 ⓪ ×	ア	67.3%	B	T	I・P259, 先取 特権レジュメ	
	イ					
	ウ			T	I・P263	16-14-エ
	エ			T	I・P263	
	オ			T	I・P259, 先取 特権レジュメ	19-9-1
第12問	ア	88.3%	A	T	I・P316	9-12-オ
	イ			T	I・P315	20-14-ア, 17-14-オ(1-5-4)
	ウ			T	I・P290	23-13-ウ, 19-15
	エ			T	I・P280	18-16-ア, 21 記述
	オ			T	I・P293	24-13-オ

第13問	ア	90.3%	A	T	I・P303	25-14-エ, 17-15-ア, 12-16-4, 1-11-イ
	イ			T	I・P303	25-14-オ, 23-14-ア, 16-16-ア
	ウ			T	I・P308	26-13-ア, 21-14-ウ, 17-15-ウ, 12-16-3
	エ			T	I・P304	23-14-ウ, 21-14-オ
	オ			T	I・P310	23-14-オ, 17-15-エ, 12-16-5, 6-13-ア
第14問 Ⓢ ×	ア	41.5%	B	T	I・P329	13-13-ア
	イ			T	I・P332	(13-13ウ)
	ウ			T	I・P331	24-14, 8-13-3
	エ					
	オ					
第15問 Ⓢ ×	ア	60.1%	B			
	イ			T	I・P347	24-15-ウ
	ウ					
	エ			T	出題予想会レ ジュメ・譲渡担 保権の判例④, II・P211	
	オ					
第16問 Ⓢ ×	ア	92.3%	A	T	II・P16	15-17-ア, 4-1-5
	イ			T	II・P9	60-3-2
	ウ					
	エ			T	II・P16	(19-4-エ) 15-17-イ
	オ			T	II・P149	
第17問 Ⓢ ×	ア	73.4%	A	T	II・P48, 67	連帯債務: 21-16-オ, 19-19-ウ, 6-1-ア, 4-4-イ 連帯保証: (24-6-エ, 19-19- イ, 13-15-ア, 10- 7-ウ, 1-2-3)
	イ			T	II・P51, 72	連帯債務: 6-1-ウ, 1-14-5 連帯保証: 6-1-ウ

	ウ			T	Ⅱ・P50, 72	
	エ			T	Ⅱ・P52, 72	連帯債務：(25-16-イ) 3-22-エ
	オ			T	Ⅱ・P56, 70	連帯保証：7-6-イ
第18問	ア	85.9%	A	T	Ⅱ・P204	6-16-4, 3-11-3, 午後23-17-ア
	イ			T	Ⅱ・P206	10-6-ア
	ウ			T	Ⅱ・P206	10-6-ア
	エ			T	Ⅱ・P206	20-9-ウ, 8-9-ア
	オ			T	Ⅱ・P222	(18-19-オ)
第19問	ア	81.9%	A	T	Ⅱ・P125	24-16-5
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P260	
	エ			T	Ⅱ・P261	13-14-イ
	オ					
第20問	1	94.4%	A	T	Ⅱ・P301	4-21-ウ
	2			T	Ⅱ・P298	
	3			T	Ⅱ・P298	24-21-ア, 21-21-ア, 16-21-イ
	4			T	Ⅱ・P298	24-21-オ, 18-21-オ
	5			T	Ⅱ・P220	
第21問 ㊦ ㊧ ×	ア	92.3%	A	T	Ⅱ・P330	19-21-オ, 6-21-イ
	イ			T	Ⅱ・P335	12-22-ウ, 6-21-オ
	ウ					
	エ					
	オ					
第22問	1	89.9%	A	T	I・P169	
	2			T	I・P168	25-7-ウ, 17-8-オ, 13-6-3, 10-13, 9-10-3, 6-18-オ, 4-14-ウ
	3			T	I・P169	25-7-ア, 17-8-エ, 6-18-ア, 4-14-イ
	4			T	Ⅱ・P392	25-7-イ, 18-24-オ
	5			T	I・P167	17-24-ア, 14-6-オ, 13-6-1, 9-10-1, 4-14-ア

第23問	ア	86.7%	A	T	Ⅱ・P401	25-23-エ
	イ			T	Ⅱ・P402	16-22-4, 12-21-エ
	ウ			T	Ⅱ・P399	
	エ			T	Ⅱ・P398	2-21-4
	オ			T	Ⅱ・P398	20-24-エ, 10-20-イ
第24問	ア	65.3%	B	T	P15	22-24-ウ, 62-24-1
	イ					
	ウ			T	P34	24-24-エ
	エ			T	P15	
	オ			T	P15	
第25問	ア	74.2%	A	T	P144	26-26-ア
	イ			T	P130	19-26-イ
	ウ				(P122)	
	エ			T	P118	
	オ			T	P128	19-26-オ
第26問 ④ ×	ア	74.2%	A	T	P207	
	イ			T	P206	6-23-オ
	ウ			T	P206	6-23-ウ
	エ			T	P209	3-25-オ
	オ			T	P207	6-23-エ
第27問 ④ ×	ア	83.9%	A	T	I・P53～54・ 56	(22-27-ウ, 午後27-28-エ, 午後19-29-イ) 61-35-3
	イ			T	I・P70	
	ウ			T	I・P53～54	
	エ			T	I・P93	
	オ			T	Ⅱ・P37	(6-30-ア)
第28問 ⑦ ④ ×	ア	57.3%	B			
	イ					
	ウ					
	エ			T	I・P118	12-32-イ, 7-29
	オ					

第29問 Ⓐ ×	ア	72.6%	A	T	I・P172	
	イ			T	I・P192	4-27-5
	ウ					
	エ			T	I・P174	
	オ			T	I・P174	
第30問 Ⓐ ×	ア	14.9%	C	T	I・P47	
	イ			T	I・P299	
	ウ			T	I・P302	
	エ			T	I・P299	
	オ			T	I・P303	
第31問 ㉑ Ⓐ ×	ア	37.9%	B	T	I・P488	
	イ			T	I・P448, 488	
	ウ					
	エ			T	I・P436～437, 491～492	
	オ			T	I・P354・429	
第32問 ㉑ Ⓐ ×	ア	33.5%	B			
	イ			T	II・P103	
	ウ			T	II・P111	
	エ					
	オ					
第33問 Ⓐ ×	ア	55.6%	B	T	II・P229	21-34-イ
	イ			T	II・P232	
	ウ			T	II・P201	
	エ					
	オ			T	II・P201	
第34問 Ⓐ ×	ア	27.4%	C	T	II・P311, 305	
	イ			T	II・P311	
	ウ			T	I・P501	
	エ			T	II・P311, 307	
	オ			T	II・P309	

第 35 問 Ⓢ ×	ア	43.5%	B	T	Ⅱ・P416	
	イ			T	Ⅱ・P416	14-27-1
	ウ			T	Ⅱ・P419	(24-35-ウ)
	エ			T	Ⅱ・P418	24-35-オ, 14-27-3
	オ			T	Ⅱ・P420	8-33-5

3 内容および平成 29 年度の対策

1. 各科目の平成 28 年度の内容および平成 29 年度の対策

注意

平成 28 年度の傾向のみから平成 29 年度の対策を考えず、**近年**の傾向から考える。

科目	分野	平成 28 年度の内容	平成 29 年度の対策
憲法	人権	①判例の要旨（講義で講師が下線を引く箇所）が問われている（第 1 問のエの判例は少し細かい）	①22-2 および 24-1 の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 ②新しい判例の対策は重視する必要なし
	国民 主権	①「主権の概念」（第 2 問）というこれまでと違った傾向の出題 ※行政書士試験（平成 12 年度第 6 問）や司法試験（平成 18 年度第 2 問）では問われている	①学者本の最初に書かれている論点（ex. 「形式的意味の憲法とは」「実質的意味の憲法とは」）も、最低限は押さえたほうがいい
	統治	①条文問題の 3 年連続の出題（第 3 問・ウ・オ, 27-2, 26-2） ②統治で最も良く出る「裁判所（司法権）」からの出題	①条文の音声学習を行う ②条文知識の思い出し方を考える
	学説 問題	①なし ※ 3 年連続（H26～28）	①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は記憶 ∵憲法の学説問題は、民法と異なり、知識がないと正解できないものが多い →それ以外は、（答練・問題集）・模試で問題演習
民法	学説 問題	①なし ※ 2 年連続（H27・28）	①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は記憶 →過去問で出ている学説問題の肢をすべて記憶する必要はない。それよりも、解法を軸とした演習のほうが効

		果的。
総則	<p>① 典型論点は代理（第5問）・時効（第6問）が出題 →平成22年度から総則の出題が3問に減少したため、「行為能力，意思表示，代理，時効」でも，出ない論点が2つほどある。近年では，これらのうち時効が最も出ている（H24～28）。</p> <p>② 不在者の財産管理人について細かい知識問題（第4問）</p> <p>③ 考えさせられる事例問題（26-6，24-5）あり（第6問）。第6問は，ア・イが何を聞いているか気づきにくい。</p>	<p>① これまでどおり（第4問が正解できるレベルまで，手を広げる必要はない）</p> <p>② 考えさせられる事例問題が出るのが考えられるので，過去問・答練・模試で事例問題の練習をしたうえで，本試験では総則は最後のほうに解く</p>
物権 総論	① 特筆すべき事項なし	① これまでどおり
担保 物権	<p>① 出題論点 抵当権以外の典型担保（先取特権） 1問 抵当権 3問 譲渡担保権 1問</p> <p>② 抵当権（第14問・エ・オ）と譲渡担保権（第15問・ア・ウ・オ）は，細かい判例が増えてきている</p>	<p>① 「抵当権以外の典型担保2問，抵当権2問，非典型担保1問」に戻ると思われる</p> <p>② 抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす</p> <p>③ 抵当権・譲渡担保権以外の担保物権はこれまでどおり</p> <p>【押さえておく価値のある譲渡担保の未出の判例】</p> <p>■ 譲渡担保の法的構成</p> <p>① 最判平 5. 2. 26 譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に，損害保険から得られる被保険利益は，譲渡担保権者と設定者が</p>

それぞれ有する。

∴近時の判例は、譲渡担保の法的構成について「所有権は譲渡担保権者に移転するが、設定者にも一定の物権は残っている」と考えていると解されているので（判例の正確な位置づけを記憶する必要はない）、譲渡担保権者と設定者に被保険利益が認められたと考えられている。

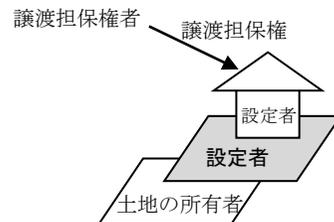
■集合動産譲渡担保の対抗要件

②最判昭 62. 11. 10

集合動産譲渡担保の場合、譲渡担保権者は、一度集合動産について対抗要件（占有改定など）を備えれば、流入してきた動産について1つ1つ対抗要件を備える必要はない。

■譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲

※下記③④の判例の事案



③最判昭 40. 12. 17

借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、設定者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾は不要である。

∴民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占

			<p>有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>④最判平 9. 7. 17</p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>譲渡担保権者が建物を使用する</u>ときは、<u>土地の所有者の承諾が必要</u>である。</p> <p>∵民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>■受戻権</p> <p>⑤最判昭 57. 1. 22</p> <p>譲渡担保の設定者の受戻権は、消滅時効にかからない。</p> <p>∵一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。</p>
	債権	①昨年度と同じく易しい	①難問対策（H26）は不要
	親族	①複雑な事例問題なし	①複雑な事例問題（ex. 26-20）が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする
	相続	①複雑な事例問題なし	①複雑な事例問題（ex. 25-22, 24-23）が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする
刑法	出題論点	<p>①これまでどおり出題実績のある論点からの出題</p> <p>②知識を抽象化して、抽象化したものを当てはめられたかが問われている肢もある（第 24 問・エ・オ、第 25</p>	<p>①出題実績のないマニアックな論点は、余裕がない場合は捨てる</p> <p>②過去にも知識を抽象化できているかが問われたことはあるので（ex. 27-24-ア～ウ）、単に 1 つ 1 つの事例を記憶するのではなく、「視点」（特に</p>

		問・ウ・エ)	保護法益からの視点)を意識して判例・裁判例の知識を増やす
	学説 問題	①なし ※12年連続(平成16年度以来なし)	①学説対立をすべて捨てるのは恐いが、過去問で出題された学説(すべてCランク)に絞って、サラッと学習する程度にとどめる
会社法 (商法)	出題 論点	①準備していない難問(第28問) ②持分会社についてかなり細かい知識(第32問・1・4・5) ③テキストに掲載されていても、テキストを思い出しにくい出題(第34問,第35問・ウ・オ)	①第28問・第32問が正解できるレベルまで、手を広げる必要はない
	平成 26年 改正	①13/45肢(第27問・エ,第30問・オ,第31問,第33問・エ,第34問)	①来年度以降も改正点は普通に出ると思われるので、改正に対応していないテキストを使っている方は買い替えたほうがいい ②同年度の予備試験の短答問題を解く
	設立	①純粋な設立以外の肢が含まれる(第27問・オ)	①純粋な設立以外の肢が含まれるのは近年の傾向であるため(ex.27-27-エ・オ,26-27-イ・オ,24-27-ア),今後も続くと思われる
	判例	①第28問・エのみ	①テキスト掲載の判例が少ないなら“少し”判例知識を増やす
	学説 問題	①なし ※2年連続(H28・27)	①これまで出題された会社法の学説問題は、知識で対応するのは困難(26-31,25-32,22-31)
	商法	①商法総則からの出題(第35問)	①商行為各論まで学習したほうがいい

2. 全肢（少なくとも間違えた問題）とテキスト・過去問を照らし合わせる
現在の実力を測るうえで、これ以上有効な素材はない

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∴ そうしないと成長しない

- ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった
- ex2. 刑法の苦手意識は克服できた
- ex3. （専業受験生の方）1日の勉強時間が10時間をきることはなかった
- ex4. （兼業受験生の方）1日5～6時間勉強できた

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）	
ネットメディア	「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ホームページ	「リアリスティック司法書士試験」 http://realistic-sihousyosikenn.jp/	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosikenn.jp/	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	

【近日開催ガイダンス】

大阪本校

・本試験詳細分析会（無料）

7月16日（土） 大阪本校 LIVE

13：00～13：15 総評 中山先生

13：20～14：20 午前択一 朝倉先生

14：25～15：25 午後択一 朝倉先生

15：30～16：15 不動産登記（記述） 松本

16：15～17：00 商業登記（記述） 小玉先生

※大阪は事前予約制です（06-6311-0400 までお電話ください）

- ・『司法書士試験 リアリスティック民法』出版記念講演会（無料）
—受験界に新たに登場するテキスト—
7月16日（土）17:30～18:30 大阪本校 LIVE
※大阪は事前予約制です（06-6311-0400 までお電話ください）

東京本校

- ・中上級者こそ基礎からリアリスティックで！（無料）
—リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイダンス—
7月17日（日）16:45～17:45 東京本校 LIVE
- ・『司法書士試験 リアリスティック民法』出版記念講演会（無料）
—受験界に新たに登場するテキスト—
7月17日（日）18:00～19:00 東京本校 LIVE